

第廿三條 經ニノ予算ハ執行委員会ニ於テ承認ヲ得ルヲ要ス

第廿四條 會計監査ハ會計ノ監査ニ在リテモ、執行委員会ノ承認ヲ得ルヲ要ス

第廿五條 會計年度ハ毎年大倉ヨリ大倉ノ間ニ於テ執行委員会又ハ大会ニ於テ承認スルヲ要ス

第廿六條 黨員ノ中ニ於テ、一、該黨ノ利益ニハ克平ノ承認ヲ得テ執行委員会又ハ大会ニ於テ承認スルヲ要ス

一、該黨ノ利益ニハ克平ノ承認ヲ得テ執行委員会又ハ大会ニ於テ承認スルヲ要ス

第廿七條 本規約ハ大会出席代議員半数以上ノ賛成ヲ得ルニ非ズシテ變更加除スル事ヲ得ズ

第廿八條 本規約ハ昭和五年十一月十八日ヨリ之ヲ実施ス

以上

一般運動方針ニ関スル件

第一節 客觀的情勢

一九三〇年より三一年に於ける資本主義生活動の中心は産業の合理化政策の實行である。その政策の根本精神は労働者階級の生活を改善せしむることによつて資本の安定を計らんとする政策である。白く強硬資本の擁護工場閉鎖、株業短縮、労働時間延長、賃金下し解雇等々、斯くして労働者階級は益々生活に窮乏し、日本が死かぬの時は正に現出して来た。一方農村に於ては米穀相場下落の直接的影響を受け加ふるに、米業者の歸農出稼不能、十億の借金不返に高々、税金等々、これ等々農民は八方塞りの境に落ち込んでゐる。

生活の窮乏をきたる労働者農民の購買力の減少は直ちに消費市場に大打撃を與へ、市場生活者は賃金の低下、失業等々に極度の生活不安に脅かされてゐる。産業合理化政策の強行は向といつても、第二次帝國主義戦争の準備である。日本資本主義の行詰り、國內及び殖民地の無産大衆の産業合理化による極度の搾取を以てして大打撃を受けることを最もよく認識せる金銀ブルジョア階級は、これ故に、現在を以てイギリス、アメリカ半々の帝國主義的搾取と更に隣邦支那へのより積極的な帝國主義的侵略の機会を捉へておらうとある。今やイギリス、アメリカ、日本等々の一聯の帝國主義